

医政発 0329 第 39 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会の告示について（通知）

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令による改正後の言語聴覚士学校養成所指定規則第四条第一項第六号イ及び言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令附則第五条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会（令和 6 年厚生労働省告示第 135 号）が別紙のとおり告示され、告示日から適用されることとなった。

今回の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 告示の趣旨

- 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）は、言語聴覚士に係る学校又は養成所の文部科学大臣又は都道府県知事による指定に関し、専任教員の数やその要件等の基準を定めている。
- 今般、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「改正省令」という。）により指定規則の一部を改正し、言語聴覚士に係る学校又は養成施設における専任教員の要件の一つとして、「厚生労働大臣の指定する講習会を修了」することを追加する（改正省令による改正後の指定規則第 4 条第 1 項第 6 号イ）ことを予定していることから、当該「厚生労働省の指定する講習会」を定めるもの。

2. 告示の概要

- 改正省令による改正後の指定規則第4条第1項第6号イ及び改正省令附則第5条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であって、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会及び一般社団法人日本言語聴覚士協会が実施するものとする。

3. 適用期日

告示日

以上

○厚生労働省告示第三百三十四号
言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号）第三十三条第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、言語聴覚士法第三十三条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示

（言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正）

第一条 言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成十年厚生省告示第二百二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後		改	正	前
一～五 （略）				一～五 （略）			
六 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学、社会保障・教育とりハビリテーション 精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、言語聴覚障害学総論、言語聴覚療法管理学、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・摂食嚥下障害学、聴覚障害学及び地域言語聴覚療法学のうち八科目		六 基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）、社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）、言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）、発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）及び聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聽力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）のうち八科目					

（言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正）

第二条 言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成十年厚生省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

六 基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学、言語学、音声学、言語発達学、音響学及び社会保障・教育とりハビリテーションのうち四科目	六 基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）、社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）のうち四科目
---	--

厚生労働大臣 武見 敬三

(言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目の一部改正)
第三条 言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目 (平成十年厚生省告示第二百二十七号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	改 正 後	改 正 前
一 基礎医学	一 基礎医学 (医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)	一 基礎医学
二 臨床医学	二 臨床医学 (内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)	二 臨床医学
三 臨床歯科医学	三 臨床歯科医学 (口腔外科学を含む。)	三 臨床歯科医学
四 音声・言語・聴覚医学	四 音声・言語・聴覚医学 (神経系の構造、機能及び病態を含む。)	四 音声・言語・聴覚医学
五・六 (略)	五・六 (略)	五・六 (略)
七 学習・認知心理学	七 学習・認知心理学 (心理測定法を含む。)	七 学習・認知心理学
八・十 (略)	八・十 (略)	八・十 (略)
十一 音響学	十一 音響学 (聴覚心理学を含む。)	十一 音響学
十二 社会保障・教育とりハビリテーション	十二 社会福祉・教育 (社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)	十二 社会福祉・教育
十三 言語聴覚障害学総論	十三 言語聴覚障害学総論 (言語聴覚障害診断学を含む。)	十三 言語聴覚障害学総論
十四 言語聴覚療法管理学 (略)	十四 言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害を含む。)	十四 言語発達障害学 (新設)
十五 言語発達障害学 (略)	十五 言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害を含む。)	十五 言語発達障害学
十六 発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害及び吃音を含む。)	十六 発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害及び吃音を含む。)	十六 発声発語・嚥下障害学
十七 聴覚障害学 (小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。) (新設)	十七 聴覚障害学 (小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。) (新設)	十七 聴覚障害学
十八 (略)	十八 (略)	十八 (略)
十九 地域言語聴覚療法学 (略)	十九 地域言語聴覚療法学 (略)	十九 地域言語聴覚療法学
二十 (略)	二十 (略)	二十 (略)

この告示は、令和九年四月一日から適用する。
附則